

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 様式集に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

| No | 頁 | 章 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-----------|------------------|-----|-----|-----|--------------|---|--|
| 1 | 1～6 | 第2 | | | | | 書類様式一覧 | 各様式には記載枚数の制限があります。例えば「10枚まで」と記載がある様式について、事業者が提案する記載内容が8枚に収まる場合は、10枚に到達していなくても減点対象にならないと考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 6 | 第2 | | (4) | オ | (イ) | 定性評価に係る事業提案書 | 定性評価に係る事業提案書の様式の枚数は、添付書類を含めた枚数の限度であり、指定様式の枚数と添付書類を合わせた枚数が記載の枚数を超えなければ問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 定性評価に係る事業提案書の添付書類(根拠資料)は枚数制限には含まれません。 |
| 3 | 8 | 第3 | 2 | (3) | ア | | 事業提案書 | 「各ページの下中央に通し番号をふり、」とありますが、様式Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ等の各様式毎に通し番号を振るという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 40 | 様式Ⅲ-1-1 | 設計費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 41 | 様式Ⅲ-1-2 | 機械設備工事費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 41 | 様式Ⅲ-1-2 | 機械設備工事費内訳 | | | | 様式の整合について | (注)4に「様式Ⅲ-1及び様式Ⅳ-10と整合させる。」とありますが、様式Ⅳ-10に整合させるとは、様式Ⅲ-1-2に記載する費目の名称を様式Ⅳ-10に記載する場合は、名称を整合させるという理解でよろしいでしょうか。本様式以後にも同様の記載がありますので、合わせて確認をさせていただきます。 | 様式Ⅲ-1-2「機械設備工事費内訳」と様式Ⅳ-10「機械設備計画」の記載内容を整合させていただきます。なお、様式Ⅳ-10「機械設備計画」は費目名称ではなく、費目の内訳の機器名称を記載してください。 |
| 7 | 42 | 様式Ⅲ-1-3 | 電気設備工事費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 43 | 様式Ⅲ-1-4 | 土木工事費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 44 | 様式Ⅲ-1-5 | 建築工事費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 46 | 様式Ⅲ-2-1 | 固定費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 49 | 様式Ⅲ-2-1-2 | 保全管理費内訳 | | | | 内訳明細書について | 添付する内訳明細書の費目や計算方法は、提案者の任意(メーカー基準で可)である理解です。従うべき積算基準などがある場合は、ご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 62,63 | 様式Ⅳ-7 | 配置予定技術者(設計・建設) | | | | 技術者について | 提案書に記載する予定技術者は、工事期間中の適切な時期に配置すれば良い理解です。会社統合と提案書提出が同時期となる場合、提案書に記載した配置技術者が、一時的に「変更後の応募者」ではなく、「変更前の応募者」に残る可能性があります。工事開始に合わせて、「変更後の応募者」で配置します。 | 建設業法・ガイドラインに基づき、配置予定技術者を選任してください。様式Ⅳ-7「配置予定技術者(設計・建設)」の変更は可能です。 |
| 13 | 64 | 様式Ⅳ-8 | 配置予定技術者(維持管理・運営) | | | | 技術者について | 提案書に記載する予定技術者は、工事期間中の適切な時期に配置すれば良い理解です。会社統合と提案書提出が同時期となる場合、提案書に記載した配置技術者が、一時的に「変更後の応募者」ではなく、「変更前の応募者」に残る可能性があります。工事開始に合わせて、「変更後の応募者」で配置します。 | 維持管理・運営の配置予定技術者は、維持管理・運営期間に総括責任者として配置してください。様式Ⅳ-8「配置予定技術者(維持管理・運営)」の変更は可能です。 |
| 14 | 86 | 様式Ⅴ-5 | 設計・建設時に対する提案書 | | | | 提案内容について | 1,300kW以上の発電設備の工事实績の評価は、消化ガス発電設備に限られる認識でよろしいですか。(参加資格では、消化ガスの限定が明記されておりません。) | ご理解のとおりです。なお、評価方針は導入実績となります。 |